

第5期 雄武町総合計画 後期実施計画書 兼 事務事業評価調書

様式1

No. 05020230

政策目標	2 めくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～	会計区分	1 一般会計	【全体計画内容】※後期実施計画期間外の計画期間を有する場合のみ記載
基本施策	9 障がい者支援の充実	事業優先度	B	
単位施策	1 生活支援の推進	政策事務分類	2 単独自治事務(個別計画)	
事業名	障がい者等地域生活支援事業(福祉分)	見直し年度		
事業期間	平成25年度～平成29年度	担当課	5 保健福祉課	
事業主体	雄武町	関係課	6 地域包括支援センター	
事業指標	支援対象事業数		#N/A	
事業目標	全利用者に対する事業実施	ハード/ソフト 事業区分	2 ソフト事業	
住民参加	無	関係例規・法令名	有 障害者自立支援法 → 障害者総合支援法(仮称)	
住民協働		関係個別計画名	有 雄武町障がい者計画	

全体計画		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
事業内容		事業内容	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容	
計 画 内 容	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるための支援を行い、障がい者等の福祉の増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業 ・障害者等日常生活用具給付事業 ・障害者等移動支援事業 ・地域活動支援センター事業 ・障害者等日中一時支援事業 ・障害者等生活サポート事業 ・障害者等更正訓練費給付事業 ・障害者自動車運転免許取得助成 ・障害者自動車改造助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業 ・障害者等日常生活用具給付事業 ・障害者等移動支援事業 ・地域活動支援センター事業 ・障害者等日中一時支援事業 ・障害者等生活サポート事業 ・障害者等更正訓練費給付事業 ・障害者自動車運転免許取得助成 ・障害者自動車改造助成 ・成年後見制度利用支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業 ・障害者等日常生活用具給付事業 ・障害者等移動支援事業 ・地域活動支援センター事業 ・障害者等日中一時支援事業 ・障害者等生活サポート事業 ・障害者等更正訓練費給付事業 ・障害者自動車運転免許取得助成 ・障害者自動車改造助成 ・成年後見制度利用支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業 ・障害者等日常生活用具給付事業 ・障害者等移動支援事業 ・地域活動支援センター事業 ・障害者等日中一時支援事業 ・障害者等生活サポート事業 ・障害者等更正訓練費給付事業 ・障害者自動車運転免許取得助成 ・障害者自動車改造助成 ・成年後見制度利用支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業 ・障害者等日常生活用具給付事業 ・障害者等移動支援事業 ・地域活動支援センター事業 ・障害者等日中一時支援事業 ・障害者等生活サポート事業 ・障害者等更正訓練費給付事業 ・障害者自動車運転免許取得助成 ・障害者自動車改造助成 ・成年後見制度利用支援事業 	
	計 画 事 業 費	事業費(千円)	24,900	4,600	5,100	5,000	5,100
		財源内訳					
		国庫支出金	6,000	1,200	1,200	1,200	1,200
		道支出金	3,000	600	600	600	600
地方債		0					
実 績 事 業 費	事業費(千円)	12,874	4,452	4,283	4,139	0	
	財源内訳						
	国庫支出金	4,282	1,743	1,166	1,373		
	道支出金	2,257	753	698	806		
	地方債	0					
関 連 事 項	特定財源の名称						
	国庫支出金 障害者等地域生活支援事業補助金 道支出金 障害者等地域生活支援事業補助金	【評価・実績】	(実施内容等) ・手話通訳者派遣事業 ・障害者等日常生活用具給付事業 ・障害者等移動支援事業 ・地域活動支援センター事業 ・障害者等日中一時支援事業 ※事務事業評価結果 A-継続/現状維持	(実施内容等) ・手話通訳者派遣事業 ・障害者等日常生活用具給付事業 ・障害者等移動支援事業 ・地域活動支援センター事業 ・障害者等日中一時支援事業 ※事務事業評価結果 A-継続/現状維持	(実施内容等) ・障害者等日常生活用具給付事業 ・障害者等移動支援事業 ・地域活動支援センター事業 ・障害者等日中一時支援事業 ※事務事業評価結果 A-継続/現状維持	(実施内容等) ※事務事業評価結果	
	前期計画からの継続 (継続有り)	年度目標値	全利用者に対する事業実施	全利用者に対する事業実施	全利用者に対する事業実施	全利用者に対する事業実施	全利用者に対する事業実施
	第6期計画への継続 (継続有り)	年度達成率	97%	84%	83%	0%	0%
		全体達成率	18%	35%	52%	52%	52%
	備考欄						

事業名	障がい者等地域生活支援事業(福祉分)	評価者 管理職 職氏名	保健福祉課長	豊田通敏
		評価者 作成者 職氏名	社会福祉係長	内宮真希

様式1
平成27年度実施
平成28年度評価

■事務事業の目的・内容(Plan・Do)

【誰、何が(対象)】	障がい者等	望ましい指標(目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標)	事業の継続	
【抱える課題やニーズは】	障がい者の自立を求める意識が強まる一方で障がい者を取り巻く環境は未だ不利なものが多く、改善が求められている。	指標(指標計算式/解説)	指標値及び実績値	
【どのような状態になることを目指したのか(意図)】	自立した日常生活及び社会生活を営むことができるための地域支援体制の整備を目指す。	① 事業数	目標年度	平成27年度
【その結果、どのような成果を実現したいか】 ※成果=目的	障がい者等の自立促進、社会参加が図られる。		目標値	4事業
			実績値	4事業
			達成度	100.0%
		②	目標年度	平成27年度
			目標値	
			実績値	
			達成度	#DIV/0!%
【内容(どのような手段で何を行ったか)】	サービスの提供	本町の基準に基づき、各種サービスの提供を行った。		
	権利擁護に係る要綱制定	成年後見制度利用に係る要綱を制定した。		

■事務事業の評価(Check)

(1)事務事業の必要性(町民ニーズ、社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事業を実施しない場合の支障、既存事業との機能重複や見直しによる対応可能性)

必要	<input checked="" type="checkbox"/>	義務的なもの	障害者総合支援法によるサービスの提供であり、障がい者等に対する福祉増進のために必要である。
必要/概ね必要	<input type="checkbox"/>	全部	
課題あり	<input checked="" type="checkbox"/>	一部	

(2)事務事業の有効性(期待する効果が得られたか)

有効	<input type="checkbox"/>	設定した目標値の達成状況	本町の基準に基づき支給量の決定を行うため、適切な支給量の決定及び障がい福祉の向上が図られている。利用者から利用希望のあった事業を実施している。
有効/概ね有効	<input checked="" type="checkbox"/>	達成	
課題あり	<input type="checkbox"/>	下回る	

(3)事務事業の効率性(コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか)

効率的	<input type="checkbox"/>	判断の理由	障害者総合支援法に基づく事業であり、事業執行を効率的に行っている。
	<input type="checkbox"/>	事業費抑制	
	<input type="checkbox"/>	人員削減	
	<input type="checkbox"/>	時間短縮・作業軽減	
効率的/概ね効率的/課題あり	<input checked="" type="checkbox"/>	その他	

(4)事務事業の公平性

公平	<input checked="" type="checkbox"/>	判断の理由	障害者総合支援法に基づく事業であり、対象者には公平なサービスを提供しているので公平である。
	<input type="checkbox"/>	受益者負担がある	
	<input type="checkbox"/>	受益者負担がない	
	<input type="checkbox"/>	受益が一部に偏る	
公平/概ね公平/公平でない	<input checked="" type="checkbox"/>	その他	

■その他特記事項(アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入)

■総合評価【A~D】

A:計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当 等
B:ほぼ計画どおりに進んでいるが目標を達成していない。事業の進め方に改善が必要 等
C:当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要 等
D:事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要 等

自己評価(一次評価)	評価会議評価(二次評価)	町長評価(三次評価)
A		
障害者総合支援法に基づく事業であり、障がい者等に対する福祉増進のため、計画どおり進めることが適当である。		

今後の展開方向
(Action)

継続/現状維持		
障害者総合支援法に基づく事業であり、現状維持が適当であるが、法改正の動向を踏まえつつ継続していく必要がある。		

※展開方向の区分
○継続/現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更
○終了 ○休止 ○廃止